武雜記抄

番外書册

武備兵法

~~和書門 類 二三三六八 號 六二 函 一〇 架 三 册~~

343

内閣文庫 和書 類 二三三六八 號 三 册 一五三 函 二一 架

武家（補）五ノ一

内閣文庫	
番號	和 23368
册數	3（，1）
函號	153 343

153-343

武雑記巻之一

貞丈抄

武雑記

武とハ武家を云雑とハ物の入混じはりたるを云記ハ志るすとよみ書物の事也此書ハ武家の故実をさま〳〵に混せて記されしゆへに武雑記と名付られたる也此書の作者ハ伊勢守貞孝之自筆ハ尊氏公より十三代目の将軍光源院義輝公の御代政所職を勤られし人也此書を志るされしハ尊氏公より八代目

日本政府図書

浅草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

於将軍慈照院義政公の御代應仁年中大乱起
しより已後将軍家殿中於礼法故実着に違ひ
有る事ども多かりし上に又義輝公に至りて
好色を専とし大酒を好み御身持宜からざる其
上三好筑前守義継と云佞人御意に入て天下
の法政殿中の礼法も皆三好がはからひに任くの
せしめし後に何事も古に違ひて無法なる事
どもありしなるとや将軍家の御運もかたぶき
御家も終に絶えさせ給ふべききざしと見ゆ
さとりて殿中の礼法古実も後世に至りては

絶果てたる人もなき程に成行つきをなげかは
しく思ひて子孫の為に此書を記し置きし之
案於如く義輝公は終に三好に攻をかうむり給ひ
て京都将軍の御家は十三代にて絶果たり
夫人に賢愚あり賢きは稀にしておろか
なるはあまた侍し

夫といふ物を用ゐ出来時の詞之何までも用ゐ
出来時夫といふて源の事を略し用ゐ述る之
おろき文章をうつしおくをしし人に賢愚及とい
賢は如しおろき之を志んある人を云愚は如後

か之なきけれて智恵も所き人なき云之稀なりし
てといふまく所きなき云あま孫しといふ多くなきを
云之人なれかしおきもなおるか故もなめし
さつき人いまく所くておほかの故人い世にあま
孫く以くるも多くなる之
物ゐ勝劣ありまくきなるいまく所くく故まる
い常之
物といふ其故物之勝いまくきなる之劣いおと
なきなる物之くなまさるといふ劣りなる物なき云常
之といふ常に以くらもなきを云まき但て物に勝き
なるもなき劣なきなるもなき其内まくきなる物い
まく以く劣りなる物い常に以くるもおほく
ある之
さるきておや代なるのさ孫なるも親此子と以ふをだ
うりみて雲を集めはなるをとらふ四規をも光
まざるもば溥へ急とまらるれなり以うに人のなるのる
に同し
さるきておやといふなゆりにあるきをと云事所り
代をなき孫なるといふ代まれ故実者の家をき云親
此子と以ふ斗みてといふ何の河集と云物知の

子之と云斗にて釈の如く子ハ何も志らぬと云雪を集とハむかし唐書に孫康と云人あり学文を好ミけれども家貧ニして燈火をとぼすべきに油も無し冬の夜雪を集めて雪のあかりをみて書物をよみし事あり螢をあつむるといハ是も唐土に車胤と云人是も螢を拾ひ集めて螢の光を燈火の代ニして書物をよみし事あり雪を集め螢をあつむるハ学文に精を出す事を云之学文とハ唐の書をよむ斗を学文とハならず家々に傳りたる書をよみ稽古するハ其筋ての学文之旧規をも忘るまじとハ雪を集め螢をあつむる昔の人を手本にせしむる之傳へおく所とハ家に傳りたることば之以安川としとハ無理なる事に欲を云荒まりふ如く人にハ賢きハきく惡く思ふ惡るハ多く物ハいハ勝きあるハ能く労りきるハ多き事あるによ察て代々の故実者の家をつぐ人ニも相續ニ欲人生を出て何の何某と云故実者の子之と云者斗にて代々の家のわざをも何も志らず雪を集め螢を拾ひて学文ニ精を出し置る昔の

人を手本として家々に伝りある業に精を出
し稽古しける事も賤きによりて先祖より代々家
に伝へ来る書物伝受しける事なども尤多事に成
て人は家の宝の如くにて己が家の物なれやう
みては賤き之代々の家に生まれあるひも賤
き事之此一隅を守るべし故実者の家に生
まれながら親の子と云計なるは恥かしき事之
又重代ならぬ輩はさして漕ぎたるづきふしも賤
きなる職人をとりて見なするにより人ま孫みなちくと
して或いは今業を楽（樂）新絶し或いは當世の方送

をもて似てみさる事をもて流布せしむる間
又重代ならぬといへ代々の故実者の家にても
賤き人々をも云さして守るべきふしも賤きなる
にといへ先祖より代々伝りあることども賤きなき
しも孫をもその家の業にして守り行ふへき事
もなき之職人を恥ずるによりてとい職人は
物に深く心を用ゆるを云之その家の流義を
云事も賤きなる深く心を恥る事も賤き之人ま
孫にのこしてといへども家の流義と云事も賤
きなる何も知らじ人ま孫計して驚き之或以今

業意楽とい代々家に傳る法式もなき處家々
案し出し無る事をよろしき事と思ひて自慢して
意に出し出之新規とい新法を作り出され作り
何も知らぬ處新法作ことを仕出す之人或は当世
の本意を以て似てならざる事を法に仕出しむ
るとい時に当事に至りて其世にて本意を
以て作り事なとして本法に似て本法にもあ
らざる事を仕出して押々流行して忘れん
依る之右にいふ類は皆代々の家にてもなき
人の無法なる事仕出すを云之

粗改らるゝ事ありしか折ふし計らさる應仁
の大なる乱出来り十餘年の間九重の内京洛
焼亡と成家々の記し置ある古實もうせ畢ぬ
粗といふ大方と云に同し改らるゝ但しありし
といふ前に云如く代々の故実者にてもなき人
々みち今案なとを以て本法にもなき事を新
作し出して世間の法式の絶に成る間夫をよみ
げちもしくかぼし見し将軍家にも右の作法きら
むしき作り事ともを改らるゝ其の法式を立
て天下の人に教へ行はせむと幕ゝ見し家

承と之斗りなるといふ思ひもよらぬ後之應仁の
大いなる乱出来りてハ尊氏公より於八代目の
公方慈照院義政公の御代應仁元年細川勝元
山名宗全（全）軍を起して天下大ニ乱有り此時公
方の上意をも用る人も無く世上騒かしけれ
しかハ義政公も東山へ御隠居ありましし之東山
殿と申ハ此時之十余年於間とあれとも軍の
やまさる間ハ廿二年於間之九重といふ禁裏を
云禁裏の内外皆兵火ニて焼亡となる之家
々の記し置無る物とハ公家武家を始として

家々の記録と云記録も何も悉く焼失なる之
絶る間殿中の旧例も残りて於おりし是諸記も是
無きをたゆき家々も絶果ぬハ耳ニ残る故実
無く眼にあへる旧章も無し
絶る間とハ右ニ云如く家々の記録も焼うせ
無るかによりてと云事之殿中の旧例とハ公
方家の御殿於中のさまく於古例を云之残り
て残りをとハ残り無るも又残りぬ事もあり
諸道とハ公家武家を始として諸家ニ伝り無
承家々の業をも云さとたゆべきといへども

其流之家々ニ出ハなの諸道の古実の家々ニ有り
耳に伝ふる故実も有りといへとも書留る故
実も次第に無く成る之眼にふるゝ旧章も無
しとい月日を経て見聞する古き書物も無く
成る之旧章とい古き記録をと云之
只井蛙の滄海の波をしらず野鶏の塵穴の上を
思ふもさらむか如く成して動（やゝもすれ）ハ初學をとうるより
外ハ海とく成し
井蛙ハ井の中のかへる之滄海の波をしらず
とは滄海ハ大海の事之井の中の事をしらぬを
知て大海の波をしらず之野鶏ハ野邊にすむ
野鶏と云ちひさき塵穴の上を思ふさる
むが如しとい野鶏ハ至極ちひさき鳥ニて羽
さもちさき故遠く飛事成らずにより野中をお
しつゝ飛あるきて大穴の上へ高く飛事成き
故塵穴の上と思ふ事なき之塵穴といはそし
らをしみて天上於すへ動の字いやゝもすれを
ばとおもひ之初學をとるといふものをなく事之
海とく成しといい全く成しし故を云如し古流き
書物も焼うせ流道も其家々も絶果る

によりて萬世の事はしらで昔の故実をしら
ぬ人々はたとへば井の中の蛙の井のうちばか
りを知て大海の浪をしらずを鶺鴒の庭中にて
川の流方を知て大空の高く広き事をしらざ
る如くにてやゝもすれば人中にて恥をかくより
外の事は全く暗き之
あらまほしかるは今より末の世に至りてはことさ
ら深く知たき志の輩ありとも書をよむ事なし
ければ道に迷ひつゝはてはあやまりのある
人多かるべし

あらまほしかる事とは右に云如くなる世の中の
ならひに從ひ多るをみるにつけて末の世の事を
思ひやりて貞享の比（悲）しみ哀に思ひて詞之
今より末の世に至りてとは貞享の比書をか
きし時を今と云之まゝより後々の世を末の世
に至りてと云なりさらに深く知べき志のとも
がらとは殿中の礼法古実をことさら深く知たく
思ふ志ある人をいふ書をよむ事をいましめしなれとも
とは書は深き道理あるをいふ深く古実
をしらずして読むもの無きを云之道に深くへ

ふおこにてとは故実の作法忠実を知なる人
なくさましく僭なども以ひ敬る那清しくにて古
実の道に迷ふ之明なる人難する目しとは明
に忠実の故実ある人はなるのなるべし
とこれ末は世にありて古実をよき清へ後思ふ
忠の人なりとも忠の故実を作り敬ふ人なき
ど疑しき法於ゑにて故実の作法に清ぐふ斗に
て明に忠実の故実知なる人なましとて末の
如く故実をよきは清へ後思ふ人あれども世に
知なる人於あきやうになり引事のなしくあ

をさなる事也
惣して奉公の道さらに限なしといへども先御
前へ伺候の時は身を清め衣紋を正敷して出仕
いたすべし古法にも浄身迄して召使人華は口
に鶏舌の薫をふくみ手に蘭を握ると云へり
惣してとは包てと云事之奉公の道といへ奉
公の仕方是様にてなしといふ限なしといへ
ども之伺候とは主君の御前へ出るを云身を
清めは湯をあび髪を結ひ穢不浄をいむを云
衣紋を正しとは衣服の然様えきんを正しく

着けたる之古語といひならはしへは人の云出せる
詞之鶏舌の薫といひ鶏舌と云は丁子は大なる
をも云薫はかほりと讀て香氣物の事之鶏舌の
香を口に含む事は口のくさきをふせかん為
之蘭はふぢはかまと云草之事又は草よき香ある
草之蘭を身に擬ると云は身の臭を消ん為なり
去郷て主君の御前へ出て御側近く召使れて
人はかくの如く口のけうき身の様を語きて
御前へ出べしと君を敬ひつゝしむ之
物とも名目候是々の名拵とも又心得之事

如く年月於多しふみ取りもを當世にも似侍り
に候の間
物取も御前ニて物於取ひ抵之詞にも上
中下の品ある間候ときまゝて御前ニては主
君を憚かりゆるひて詞をもひにゐを取く候き
之名目とは物於名之主君の御禮をは御させ
給のと取も御太刀を御その出と取ひ御ちを
で御多しと取も御矢をとで御たつと取ひ御
食をも御供と云なぐひ物於名にも唱やう
を候そ是の名拵とは候初の物於名あ川の云

而も上中下於差別淺深の法式あり心に淺
る事なくとは何にても多く事なく油断せぬ
之も以誤りとは迷惑する事之右に云如く口
於負きも男の負きこともに悍悢事ありとも悔して
物の以ひ捨物の名於渇へ捨物の名あれば云
捨を何に志する事なく油断せず平日心がけ
たしなむべき之平日の嗜なりされば時にのぞみ
其場に當りて俄に困きはまり迷惑に及ぶ事
なれば之依る間常々平日何事もたしなむべき
事なり

さらば川以でも以て如何の旅なるの人云べき法
あざけるを忘きてあしうきの未近き事を忘る
ひなきを於ら川る長き世の子孫於啓なるし
並とおなきの以るし

さらば川以でとい萬の川以での事を書
つ以でに書付ら家之如何の旅なるものへ云之
をとい貞教の男於恩なるとも顔をへ法嘲
を忘きてとい法の世於人此書を見て何の用
なも立ぬ志き無る事を書並無りとてそし笑
あざける趣きとも何とも思はじ之あしう於い

とらしのき之蘆垣むらく謙は甚間近き事なり
間近と申さん人皆にあし垣と云之う枕の詞を
ひきて和哥あては海くゝ詞と云なり間近き
事をしるひとゝ近く平日用る事をしるひ
集めて此書に叶をある之海さきなの河かい
山なと成木よりまゝて長き物之長きとは
ちむ為成海さきなきつゝりと云之是も海くゝり
詞之長きせの子孫といふ行末なかき代々の子
孫なり記しおくは此書をのきたるしるし之
志のなりしといかく語如く之と云事之右に

云如く物なし名目なり初なる揃むにあるまゝ
平日のなしなとありきた当世にをは海くゝに
残ふ事ある物なる間なの事をなく筆なれ川に
であ身のお後うさも願りこれ後なれ世の人なれ
嘲り笑ふへき事なとも忘れて間近く平日用る
事ともを拾ひ集て行末長き代々の子孫なれ為
に記しおく所なくの如しと之右をゝき人の賢
愚ありと云ようして是海でい此書の序文之
序と云は其図て書物のもと見につく物なり
海なとけにゝあて此書をなきなりと云をゝ初よ

さいともりて書を訴文と云之訴文をもと免た共
書於一流のあゝまし考ゟ承物之

武雑記抄巻之一

目録

一　御字申請承
主君より御字拝領之事
式の引出物於ち
御門没过国の時太刀
御走流太刀
つゝら切付
同力革
唐莚の切付并
皆

国立公文書館
National Archives of Japan

赤漆歟
入道茶染歟

武雑記抄巻之一　貞丈抄

一主君より御字拝領の事折紙にて遣て御太刀又
は御腰物なとそへられて御頂戴の時先に拝
領をもとつにおきて御いたゝきて御字をひたりの
手に持て退出也

御盃頂戴の時先に拝領といふ御前へ出まして先
御盃を被下其時御盃頂戴して御酒給ふる時
御字書たる折紙に御太刀亦は御腰物なとを添
られ出す時に御手にわたりてさらを渡して両手を

あつのけ也と川ふまて深く以無き御字をかし
右の手に持御太刀ミハ御腰物をかし左の手に
抱て退出して御次間のあけに置又御前へ罷
出て一豆のみ御豆を持て御次御間のあけ而
扨て又御前へ罷出て御礼申上て御次間へ退
出して御豆をかし懐中し御字いたのちに持御
太刀御腰物をかし右の手に持て罷出べし御腰
物とハさや波きの事之一名さつしまきとも云
又刀とも云長さハ九寸斗柄海うかし鮫をきせて
をりしめ為き之つかし小刀のあるにある
長き下緒を付る是を古の武士ハ常に帯しをき
て於腰物と云之儀其下に在るも

御腰物出候事ハ稀の儀ニ候先御字御太刀斗に
候
前ニ御太刀又ハ御腰物に添て出候とてハ御
字而御差刀を添てあつかふ事もあり御腰物を添
あつかふ事も無きを云是ハ後世儀にありかし此不
に御腰物出候事ハ海きの儀而候とてハ御太
刀と御腰物二色を出し事を稀の儀に候と云
之先御太刀斗出し事通例の事之此頃前の文

と後於文とを引合て考へさせ候ハ文意通し
可申也之

御腰物の時ハ太刀にも添候て御持候知ハあらし
とり於あひ候る間し公方様ニて如此にハ
御腰物の時とハ御太刀と御腰物をさす時の
事之御腰物を御さ刀にも添て持之持而ハ太
刀の帯取の間に御腰物をさしへて持べしと之
公方様ニて如此ハとハ右御字御太刀ホ拝領
於次ホ殿中ニて如斯之私ニて家人ホとに名
禁字をも時も是ニ准べしおもてハ太刀於

下緒之帯取のあひとハあけあをの事之あし
とハ帯取を計通る所をあしと云あしとあし
於間をあし間と云之

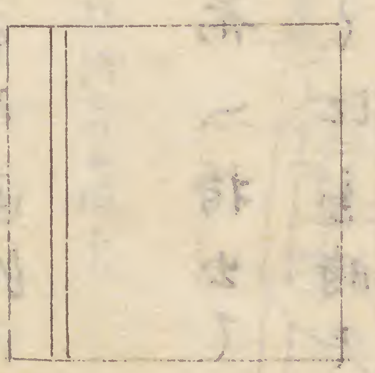

御字の折紙如例之引合紙を竪に折て真中へ御字を書て被下之承下の字を中上又二字ともに書て被下事もあり通例には御一字斗書て被下之

御字の折紙御太刀御前へ持出て公方様御右於御膝の前に図の如くに置時そと御太刀に御手を添られ被下候是ハ御手計のせて被下候之其時拝領する人図の如く両手を添差下て戴き持て退く之持て退候ては手をあふのけ折紙ハ下へ入て大刀なら小刀ならハ折紙の上に置て持べし御太刀ハ右被下候をあふのけおし間を持て退べし諸大名へ御成の時等主の御太刀被下時の拾体に同し

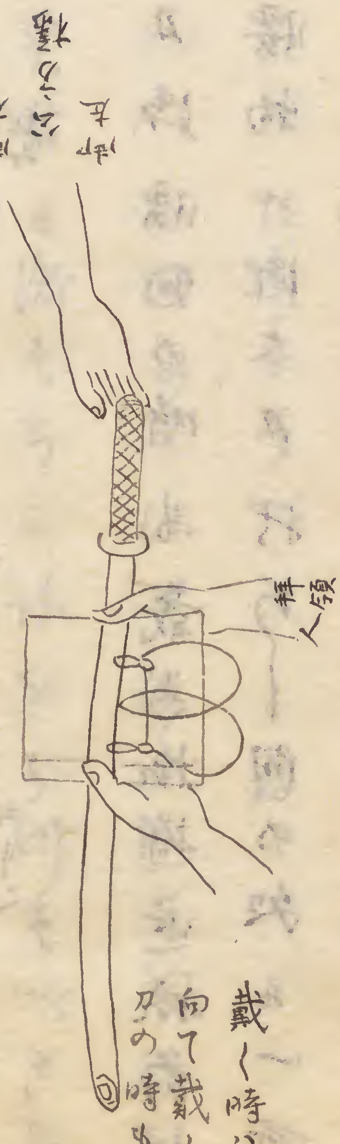

戴く時は御前へ向て戴くべし刀の時も同し

御腰物被下時も拾体右に同じ

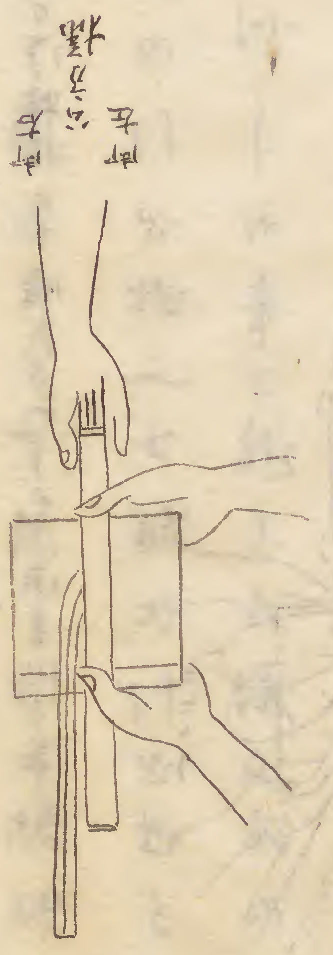

御太刀御腰物を下ル時左の如し先ハ渡と取る事也

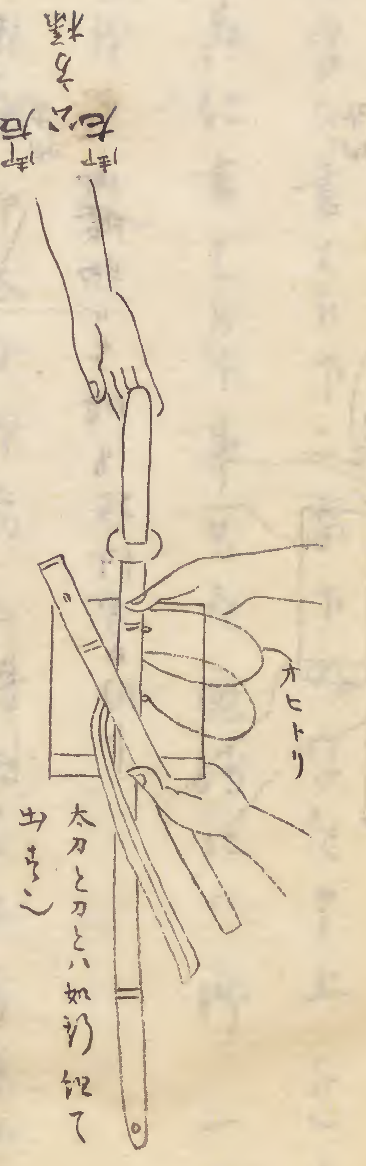
御右
御左之様
オヒトリ
太刀と刀とハ如此組て出る也

右御太刀御腰物の時も戴き様持退様前に向
し但御腰物ハ御太刀よりあし間の外ニ一所ニ
見添て持退之御太刀斗の時も御腰物斗の時
も御太刀御腰物の時もいあきて扱持て退く
時御前ニて左に之出せん小尻より御前へ向
ふ所持候て其儘ニて膝ニて三足さほど
立さりて扱小尻をふり出して持退候し

一式の引出物の時奏者に渡すは弓を渡すはたんを
る先の由兼而是様もあるべきと存ハ
此ヶ条ハ人の問ふるに答ふる趣之式引出
物の時奏者ニ渡すも弓ハ弦をも渡すべき先と
人より問ふるに答て以うにも是様になべきと
なるを渡しハ事を能と云儀之式の引出物と
ハ祝式の引出物之七献の引出物と云客人を
まねきて規式のもて成しにハ膳部をも出

も其度々に銚子出る是を七献と云一献の後
毎に引出物を進ずる之是を式の引出物と云
先一献めには馬二献めには太刀三献めには
鎧又ははらまき四献めには弓征矢五献めに
は沓むかばき六献めには刀七献めには小袖
如此七献の引出物進めて扨又此引出物を亭
主方より使者を以て客人の者へ持せ遣さる
時客人方の奏者ゟ弓を渡には弦をはづして
渡す事也つまとは弦をむすびからみしぞ
して其ゟ之をはづし弓は紙よりを弓と弦と結
間にてはちがへ其上に弦をかけて紙よりにて結
武家之

袋に入は事路次の役行故実有るべき先以添
相なるべき事勿論也
袋は弓袋之路次行役の故実有る[illegible]きのとは
弓を袋に入て客人の宿へ持参する事は何き
事也持て出し道の間にて晴天には日に当り
て弓を損じ雨天なとには雨にあひてくるふ
故道中ながら袋に入て持行之奏者ゟ渡す時
は袋よりは出して渡す也袋ながらは出さずと

所どの品抔は可以添の役之可以添は渡者の
法相持所り
下相渡時は両ぎ別より長矢斗下を右相手あて
之れ左の手にては本をもぞをられて左相ひざをつき
請取人の左相方に出け
此渡は右相をつし弓を養者両渡を時渡し抵
をを云之左相方へ出候といたの方へもりて出
を所り
其時請取人左の手を出し出る人相たの手本を
ぎにを〳〵きを持其下へ右相手をやまりて請取

り請取人は右相膝をつきけ
出る人は渡る人之持其下へ右相〳〵の手をやる
は渡る人の左相手の方へ添左の手をやる之
請取人左手は渡る人相右の手相手を持之

外体ハ請取人の左相方へ向て渡るべし

渡る人左のひざをつき右のひざ立

ひさの多き抵手の高さ方ハひさを立手の
ひしき方はひざをつしと心得べし

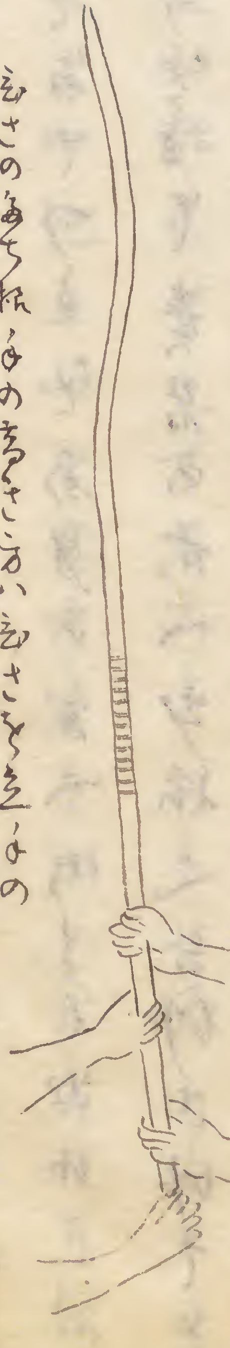

請取人右のひざをつき左のひざ立

をはづし弓を手弓は皆同じく候持て出候折はな
きはより四五寸上をもち手にさげてもち
弓をもちてつるを我身の方へ向して出候
弓を持て貴人の前へ出候之時はさげてとい
弓をふせて捧る之弓を立てといううちを
上まあしても上にさる事を云之是は張弓を持
出る時さげて持出て弦を我方に向して
渡候事之をはづし弓も同し事之弦を我身の方
へ向してとい弦を人へむけず我身の方へ向
て渡すを云之出し候は渡し候と云事之

一御門役辻固の時打刀持せ候事も不苦候細
どもは小太刀をも持候事な儀にて候小太刀もあ
なり金銀はあしく候
一御門役は御門番之御門をうけ取役之辻固
は御殿などの御通筋辻々をかため出る役なり
打刀は鍔刀とも云今の世にも帯さる長き刀
之小太刀とはすもみじかく出来る太刀なり
べし此記に小太刀中中太刀と云名目有之を
以て小と云中はと云ゆけつまきしての事ぞ
金銀はさしつば之金物を云ねり金さしら

へふしなるハおとなしからざる故悪く
候と云之御門役辻固ハ幕を張敷皮を敷て打
刀又ハ小太刀を持て詰る事
一御走之衆勤せらるゝ時候流ものせらるゝ時候太刀古ハ
ふくりんとなし候今ハふくりんの事に中ゝ及
ばず大せつをも小せつをも鞘まても金にて作
り候を帯常ハ不て拵候のやうな事ハ人体にもよ
る事に候間以のにもくさみなる作て拵由申
なりと云候し
一御先に衆勤せらるゝ時候流とハ京都将軍の御代
之ハ御先流と云役人ハ御旅の時太刀をさゝげ
て寄所にて御先を立て参らする役之古ハふく
りんもなし候とハ前をハつゝみ金ふくりん
もなかりし之今とハ此武雑記を書きし頃を
云之万松院義晴公光源院義輝公の御代なれど
作事なるべし大せつをも小せつをもとハ太刀にハ
大なる切羽の上に又小さき切羽を置とハ
太刀のさやに長くちりある金を云之やう
の事とハ金作の太刀を云之人体にもよる事
とハ大名衆又ハ老人なれどハ苦しからぬなり

くゝみ有る体とハ目にみえじなふくしからぬ
なら云金泥ハ甚おごり有る事にても又なれ
くしくてハおとなしからずぞ有る間人に劣
て用つき事之中あしらひハとハおとなしき人
々の中成りなし有ると之太刀拵書末に記そ

一　つら切付の事晴の時ハ紙用之絵などのきゆた
ぬなど用事ハ不及見ハ家々の紋など思しつきて
紙用大帷の時ハ必々可紙用ハ
つら切付とハ白きつらら蒼皮（ヨムキ　白クスル）など用事ハ
不及見ハうるしにて黒く家の紋などなどの
きて用事なき儀成るに絵などもせずして用事ハ不
及見と之絵とハ紋なども白く事之大かた多くかうと
ハ白き麻の大かたりなどとりて袖なしておもき
ろく付粉ぬり付て白くして紋有るのかに
重ねて着する之衣紋あらしくきなりさむらう為之
大帷など用るハなまいる時の事之此時ハ必つ
ら切付など用る之

一　同ちらつ草ハ京のあ見し有るべし京ほりて紙皮
ハ引目草有るべしくけめにふせくみなども仕ハ
らつ川け紙緒むらさきハ斜絽なるべし其余ハ分

流なり又ハ何色も不苦但長さ一尺二寸

一　同とハつら切付を用る時の事を云同し時と云事也しろなめしハ白きなめし革也しほて付皮とハ塩手を包ミてなをもくゝむ皮所々割目皮とハなめし皮を黒うるしにてぬりて赤くらうそでを以てぬる皮之くけめにふかくみをも仕はとは塩手を割目革まで縫くゝりて其くけめの上にふせくみをする也ふかくみとハ所々糸をよりあはせて其糸にてくけめ付上下あやをかゝり川くしく糸を以る色々

てくけめを縫もとくゝりつけ付緒ハ軍陣の時敵付首を入れて付る緒也此緒ハ塩手に付る也常にハあけはきなる緒にて下て也紫ハ緋紗もほしとハむらさき色ハ公方様御用の所る同年人ハ憚りて用ざる也くゝり付緒斗にめさるも右ハ何にも紫色を憚なる也なか海なしとハ不分緒の色をかえて海なしに江なる緒之長さ弐尺二寸といふくゝりつけ付緒を二つに折て塩手に付る時一方付長さ一尺二寸之割のなしなる所ハ二尺四寸之たちうら

あか白あしえしを用ひ引回皮の結よ以下於事
を用ちる時に用る儀之

一唐莚の切付并皆の事さして貴賤にあらずで以絶
ともかい貴賤の事之皆ちきは不和儀之
唐莚といふきうせん於事之今世のらしや用り
別の書にきうせんのことなほそ用ゆてあるも
らしや於事之唐莚於切付といふ羅紗あて包こ
ある切付之并皆の事又は唐莚あて拵へある
皆と云事にて用ひし并皆とある於海きらかし
き之唯唐莚の切付於事と皆の事を一段に書
のあるにて於事之さして貴賤にあらずといふ唐
莚の切付さして貴賤による程の物にあらずと

一之がは貴賤の事之といふ唐土より渡る物なれば
は貴賤之皆ちきはが和儀之といふ馬上にては皆
ちかきく事和儀之と云事之此事を用ゆべき皆
に如ね皆の事あり

一赤うるし於鞍に紋を入あるを用る事晴の時は
用ゐしかまじき事之内々の儀は苦しからずで
赤うるしの鞍とは朱漆にて塗あるくら之紋
を入あるといふ海き摺しあるを晴の時用ゐし

なましき事之とハ朱漆ハいり川のうみて義々
塗物之其上に蒔き絵をしあるハいよく結構
之公方様大名なとにハかやうの物をも用ひ
らるゝ之さもなき常の人ハおこりかましく又
ハなとゆるしうけさる故晴の時ハ用ゆる之礼
義を正す時ハ人物ニ応する物ハ用ゆる事
なり

一 茶染の鞦於事入道法師なと必々て用之大法之
犬追物以下にも用之浅黄同前たるとも手縄も
同前たるへし鞍も内の黒きを用之

茶染の鞦とハちや色に染なるしりかひ也
入道とハ剃髪したる人を云古の武士ハ剃髪
してもある事は出家なる之犬追物ハ馬に乗て犬を
追て射る之其射礼もいかめしき物之犬追物以
下とハ犬追物を始外の諸射するも入道ハ茶
染のしりかひを用之浅黄同前とハ浅黄の鞦
も入道於用る事を云縄も手縄も同前とハ入
道ハ手縄も茶色又ハ浅黄を用る之手縄ハ口
之のみを引ハ縄之俗人ハ黒白浅黄三色の布
を縄にあひて用る之入道ハ茶色か浅黄か一

色を三くさに用ひて用之説も内外黒きを用
とハ俗人ハあふみ外内をあかく塗て用ひ入道
ハ内を黒く塗あるを用る之此服なりかと
みて也なつのハおもかいの事なししりかいを
いへむむなかいおもかいハ云に及ざる故之
入道ハむなのかいおもかいも紫色浅黄なとを
用る之俗人ハむなかいおもかいしりかい赤
色を用本式之説の内も赤塗を用る事本式之
入道ハ佛道に入て俗をはなれる物なる故
俗人の法式をはなれ用ざる間しりかい以下説外
内までも赤色をたん用さる事之當世の鹿かい
おもかいむなかいハ皆紫色を用る事之古ハ
なき事之むらさきハ公方様御用の色なる故
古しへ平人皆赤きを用也し之馬具も弓矢の
類も今時ハ人外好み次第にて古法とハ違也

武雜記抄巻之二

目録

赤鞍覆
入道赤毛氈鞍覆
晴時赤毛氈鞍覆の事
俗躰茶染靴
陣中白手縄
白笠袋毛氈鞍覆
蚊帳おもし
御簾おもし

国立公文書館
National Archives of Japan

御むしろ廻り
御あくら於除
主君へ御幣参らする
庭上御對面
練貫拝領
連而行合
貴人に互ニ馬上にて行合
鷹狩而行合
鷹犬引餌袋付たる人
色紙

御小者股引胇（脚）半
敷皮引敷
引敷志き様
足半に礼ありき
鹿皮引裁而用ル
琴持参
琵琶持参
笙持参

国立公文書館
National Archives of Japan

武雑記抄巻之二

貞丈抄

一同時分赤き鞍覆をかけ候人も浅黄のもうせん
有るべし赤もうせん覆無用也白ハ不及申塗有る鞍
覆ハ尤但皮なとをも可用候

同時分とハ入道の事を云之赤き鞍覆とハ赤
きもうせむ也鞍覆之今ハ赤き羅紗を云ハ赤
きもうせんと云赤毛せんの鞍覆ハ古ハ将軍家
より御免なくてハ用ざりし之俗躰の時赤毛
氈の鞍覆御免ありて用有る人も入道に成て

は浅黄の毛せんの鞍覆を用べしと也赤くら
覆を用の方は不及申とは治術の時赤毛せん
の鞍覆御免も無き人はいふに不及入道に於て
もいよく赤毛せんの鞍覆は不可用塗ある鞍
覆并色皮のくら覆抔を不用と也塗ある
鞍覆とはなめし皮をうるしにて塗あるくら
おほひ也

一白き笠袋御免の流入道にても白笠袋可用也然
ども赤毛せんをば不可用也

貞丈按

此段も入道の事を云白笠袋は長柄のかゝる

さゐ白布の袋をきて持するを云今ときの治に
さん笠は笠と見を云也白笠袋も赤毛せんの
鞍覆も御免無しては二品ともに用ざる事也
治術の時於ニ不御免なりとも入道に於ては
白笠袋は用れども赤毛せんのくら覆を不用

色うゝじと也又御免無き人は浅黄の布を可用
一白笠袋に浅黄の毛せん并色皮塗あるくら覆
をも不苦也但一段と晴の時は赤をも可用也
此段は治人の事を云白笠袋を持得る程なら
ば赤毛氈のくら覆をかくべき事也然ども常々

畧儀の時ハ白笠袋持する時に浅黄の羅紗於
くゝり露ふて唐草の鞍覆ふ見し華を塗たる鞍
なほひなどをも然る事昔しらず但一段晴
成る時にハ赤毛せんの鞍覆を用之

一俗躰の人茶於鞦由之く御用なるべく候手縄同
前
俗躰ハ人ハ入道ニ成らぬ人之茶の事なりけれ
ハ茶色に染たる鞦之手縄同前とハ手縄も茶
色ハ用ざる之かとも見えたる如く茶色浅黄
なとの鹿子ハ入道の用る物成る故俗躰に
ハ用ざる之説於内を黒く染るも入道於ある
事成俗人ハ用ざる之

一手縄の事むかしハ白青黒三色を三くゝりに仕候近
代赤を用候
手縄ハ馬の手縄之口取於者馬を引縄之昔と
ハ武家雑記を書する時よりも遥に以前の時
をさして云白青黒三色三くりに仕候とて白
き布青き布黒き布三色ニて三くりて手縄に赤
きさゝる之幕於手縄の如し近代とハ此書をか
る時の近代之赤を用ふとハ布を赤く染て縄

にあらさる之世の中花やか成る事を好む風
俗と成てさやうに成しける也

一陣中にては白き縄を用ひ候をいまさし縄と申
候布にて三ところに付候之大形三色かとらき斗
に付候也

一陣中は軍陣の時之白き縄は白布にてあひ候
る之大形とは定法は如く大かれと云事なり
三色かとらきは三色なるかとさと云事之一色
なるは縄を両手にはねてうてのたなけ右へ於
むしなる長さ之三色有るは夫を之なけ合なる

之は有りと云は一色ある於中分之三色あるかを有
きは三尋半寸と書之付候処とは定法如きを
成る本付候処と処於字を付有る之

一白き笠袋赤き毛せんの鞦（鞍）覆の事深御免各家用
之事勿論には又くろきせんの鞍覆の事落候得共
只赤き毛せん於事にては当所のは殊更頭
於事には
白笠袋赤毛せんの鞍覆於事ならにそえ有り将
軍家より御免を蒙りて各の用事いふに及
ずとえくろせんは火鎰成べし赤きとらせん

の色火のもえ出る如く故なり火せんせんと云なる
風しくしせんと云ハ別なる物の様ニ皆ある故
只赤き毛せんの事にてハと云之宣紙のハと
い白く宣紙のやうなる條あるゆへしかしなから
しきなる様之宣紙の事にハと云之宣紙とい多
川とよびてもやかる事を云之おするも記す如く
毛せんとなへハ今世なる羅紗なり

一　蚊帳のおもしろくろう絵の様をかくおてもあるを
ハ見えて人を打擲する事なれ古事なし由中なる
云ハ之

蚊帳ハ昔の蚊屋之おもしハ蚊帳のすそをおさ
へつるおもしなりこれう絵を細くかきとハ鉄を
細くかきの風ておもしとする之見えて人を打
擲する古事なしといふ古しへ人なる絵なる所歌
なとの遊び入なるを見つけて蚊帳のおもし
をさしてかき絵なる昔物語なる故べしまた古事ニハ
まさしきなど中なるひハとい昔より申なるもし
をかしと云事之

一　御簾のおもしに銅浪などにて生類をかたちて
之ハ多くへむ亀鶴の類之高時石をつみてをハ

事略儀ニてハ

一 御簾おもしハ御簾のへりを押へるおもし銅銀なとにてハ銅ニ銀ニてはめ生類ハ何ニてもよき物之亀鶴なとて鳥獣の類之當時ハ其家の時代により石をつゝみてとハ石を紙にて包ミて置之

一 御莚并縁の事禁裏様にハ繝を御用ひらるゝハ其しう〳〵色ろさ不定家ニハいろき織物御紋つふそうし惣別廻りに織物用ハ事も織之御莚とハ御寝ならせらるゝ時しく御莚なり

縁ハ御莚の四方に廻りを付之禁裏様にハ繝を御用ひとハ禁裏様の御莚并縁にハあしき

一 をも用らる之うらハましう〳〵とハ御莚のうちにハましを付之ましハ羽二重の絹ぬを云御莚の表ハたゝみの表にて裏にハましを付て四方に繝にて廻りを付之也繝さ不定とハ縁并縁ハ定る寸法なきなり武家にハとハ公方様の御事をも云なりし織物とハ紋なうをも云ある糸をとうのせて織之御紋ハつふきりとハ御莚の廻り織物の御紋にてつふきりを付らるゝ

之つふきりとハ桐ハ公方様の御紋之事京都将
軍の御紋ハ丸の内に二引りやうと桐とを御
用之つふ桐とハ桐の花の形丸くつふなるつ
ふきりと云今者七の桐と云紋之惣名に成り
而織物用る事者儀之とハ禁裏様公方様ニ限
らるゝ也因て是の縁にハ織物を用る事有式之
と云事之むしろの条末に記せ

一御枕の絵の事禁中ニ而御用ゆる事之多く模ハ
多くハ菊又ハ鶴なとの類をかき中ゆ公方様にも
も同前

御枕ハ花枕之絵ハあをき色之菊ハきくの御紋
成べし公方様にも同前とハ公方様の御枕も
禁裏様のと替る事なき之但公方様にハ菊ハ
書ずつふ桐を書之条々聞書云御枕如常黒塗
のまち同前一方につふきりあをき色にのきゆ
一方にハ獏と云獣を書中ゆとて枕の絵よ獏
と云獣をのきしゆ事獏ハあしき夢を喰ふと云
事あるぞ獏を云之獏ハ唐獅子の如くにて鼻
ハ象の如く長く書之絵師の家にて書る事之
枕の条末に記ス

一　主君社参ハ時御幣の役者より神主御幣をもちて出て持むかふハ時役人立明け清めたる方をあげ方をさげて持て参り御前ニて御幣を主しかし右を高く持て上ル方を清め参中ハ清むかおもげうる御幣の紙主君のたへあかきまハ持に清メる参る中ハ御拝終て持りハ時ハ中にて又主君之の如くたをあげて持神主へ又渡
ハ

主君社参ハ主君神社ヘ御参詣之御幣の役者ハ御幣を神主より清メて主君ヘ参る役人之

かうして出てとハ神前ヘ参れて参る之御拝終て持りハとハ御拝終て清御幣を渡し持ふ之

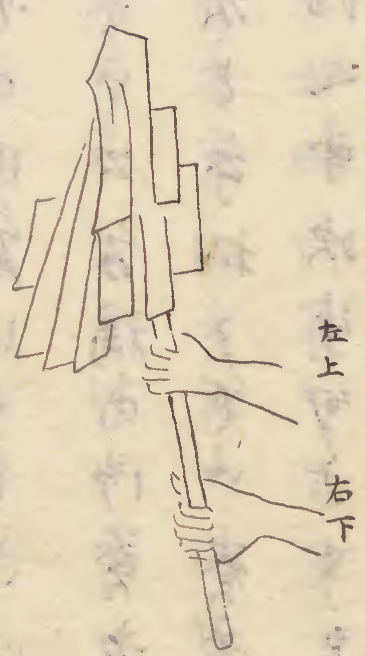

神主より清メて如此持ノ

御拝終て清主君より清メて又如此持之

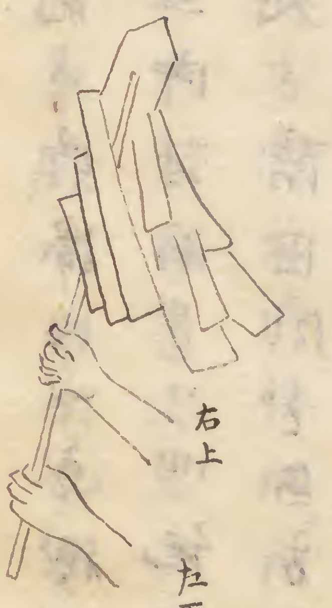

主君ヘ渡し参る時如此ニ主して参るハ御幣の紙あわづ主君の御方へあかきし

一於庭上御對面の時ハ申次たちのりかゝりて申ハ揚り縁側の流ハ御縁にて候縁側ハ殿中如形

於庭上御對面とハ此記を按ずるに猿楽の事もあり又ハ陪臣など公方様へ御目見の時ハ御對面所の御庭に召出されて御目見仕る也

申次とハ公方様の御奏者役也殿中の奏者をも申次と云私にてハ奏者と云是京都将軍時代の詞也申次斗有りて中比とハ申次斗御庭へおりて披露すべしと也揚り縁側の流とハ申次の祗候人々を云

一於御前正月二（元ノ）日御盃頂戴の時御練無下候作法事御盃頂戴仕可罷退時分誰々も御前へ持参候て其下ハ時御盃をとんで重て手を出て右手にて請取御頂戴候て罷に至ある御盃をとられ候へ退出候御衣をたのゝまうけ候と中人もゆのがれ候にハ然き事に候唯両手に持候て退出候殿中如此候

向於自然も御衣御拝領何方あるべし

正月二日とあるとも正月元日成べし東山殿年中行事殿中申次記伊勢守貞陸記などを考るに[illegible]頂戴ハ元日二日ハ元日の書あや

侍り候べし練ぬきとは今時世のならはし也之
たてはねらぬ糸にてぬきは練たる糸にて織
たる物を練ぬきと云之ならをおしたるをのし
目と云誰々も御前へ持参して御下りとは誰
〻へも練ぬきを御前へ持参して御下之東山殿
年中行事に伊勢守御練ぬきを廣蓋に入て御前
へ持出る其後御下なる由ともあり御盃を被添
とは練ぬきに御盃を被添る之御衣をたまはる
かゝるとは御衣は皆練ぬきなり旅自然もとは
一殿中の御祝にても云事之御衣拝領とは此

御衣は練ぬきに限りたる也ての衣服をさして
云なり

一旅路次書に行合中小を右へ打のけたを通して可カ
中小帷裳などりは打のけて下馬なすべし又振ぬ
もなる例し

路次は道の事之書に行合とはおしに乗なる
人に行合之右へ打のけとは我右方へ下馬
をも乗のかる之是礼義之書御免ありてさしに乗
ほどの人々はうらまするも然然高き人なる
加如此礼義をさる之たを通しうりとは武士

いたす方の表と係る事旅なたが方を通るを
礼義とはする也　道悪とは道せばき時の事也
帷裳をりかへとは帷裳はさきをまきとゞみ
て女房乗車には下すだれを掛る也　下すだれ
とは車のすだれが内にきぬをたるゝ也　なほしの
きぬにふらしく横縫を添て夫を車のむ総の所
へりをそへてすだれの内を通りてすだれがそて
より外へ長く出る程にしてたるゝ也　是を下す
だれと云　又はきぬをすだれの内にはうけず
すだれが外へたるゝをもらせきぬと云　下す
だれは高位の女中が車にのみさきぬは常式
が女中のことになすのけて下馬なるべしとは
車に乗ほどの女中はいづれも高位の人々なる
故馬を乗のけて下馬して通す也　又挨するも宜
べしとはせばき道にて車をさくるうに脇を通
がてなるう又は横になれどもあなた方へ馬を
乗行てなるまゝになせる也

一 貴人ハ互に馬にて行合時ハ先も右へよけて礼を申べし早々下馬仕候ハヾ貴人も下馬ハ間行ちがひさま下馬仕て見苦候ども礼有べし貴人と見及申候ハヾ隠れ申儀ハ無礼候ハ人傍よりもて不及下馬以使者挨拶可然ハ一礼申事もあるし貴人ハ互に馬上にて行合とい貴人も馬上にても馬上にて行合事之礼を申候しといへ馬をとめのけて此方ハ馬に乗ながら一礼候事之早く下馬仕候ハヾ貴人も下馬候といへ早々此方ハ馬に乗ながら貴人も下馬させられ之行きちがひ

女輿之図

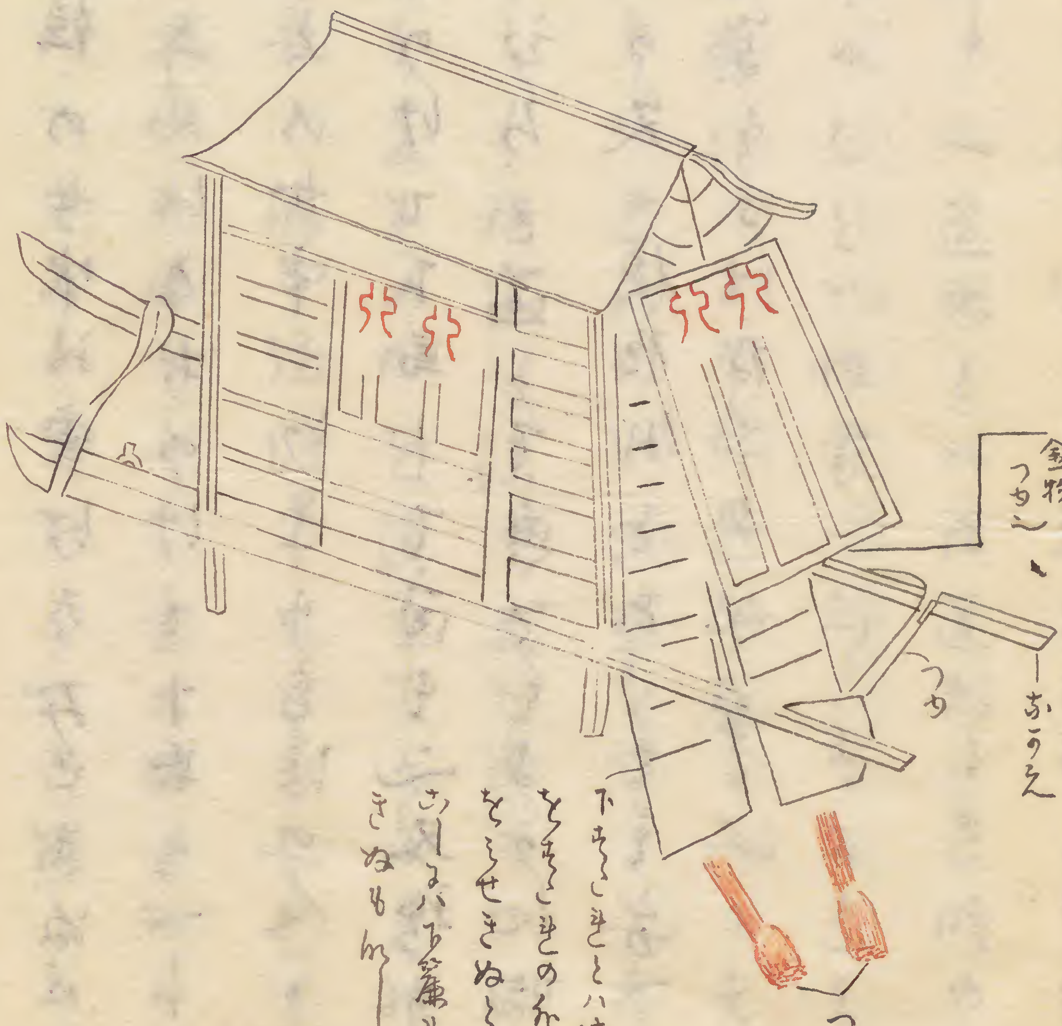
金物つゆ之
つゆ
なかえ
つふのつゆ

下すたれとハ此車之色をもちしきの外へもとめるものなきぬといふ男のさしすハ下簾もこれきぬもなし

さまで下るゆへ見苦けれど一礼を通しといへ貴人
下馬せられ候得ばむかうしく候間下るさま
清しき為に我も下馬せば一礼して貴人は行
過されける跡にて下馬して供の者を使にし
て唯今下馬可仕候処御下馬に及ばず候由迷惑
致し候間下馬不仕候由を貴人は見苦と申候
うちまかせ之見苦は常の事にて先へ立寄る流
を云ふなれ共候は様道は寺社の内なれど一
入て隠居之俗人なりとも寄てといへ貴人なから
もなまれ雑にも如き人一人あるは不及と之貴

人は御兄弟御親類芸術の師匠などへは必下
馬成べき事之

一鷹狩に行合候ば左へよけて下る仕方を通さ
べし是鷹は大切にて致す之
鷹狩に行合候ともいへ鷹狩に出る人は鷹を
もち居るゆへに行合しても云事之旧記にも将の
所鷹の法は通らぬ物之と成将は方を通させ
驚きさらぬ事成鷹の法を通させ驚きさせ
事成尤同将は所鷹は法は通らぬ法之鷹をもち
居る時鷹の道の居は方に向て居る所を向

より鷹を居たる人来る時馬上の人馬を弓手
の方へ寄のけ下乗して鷹を居たる人を弓手
の方へ通せば鷹の後を通り迄鷹のおまて下
馬したるに放之

一鷹犬引たる者又餌袋付たる人にも下乗にて
礼は申先にては又て旅人旅は何をも如しく治
るべし

一鷹犬ハ鷹将に用る犬之餌袋ハ鷹の餌袋之下
馬にて礼は申先とハ必下馬すると云定法
ハ所を成る礼は申先を欲する字を付る之鷹犬

ハ餌袋付たりとも鷹を居ゑばハ下馬するに
も不及事なかり人衆に寄てあるしてつ礼を
と云人衆に旅べくしハとハ貴人は御内の流成
らば貴人の御鷹将に付て鷹犬引餌袋付て来
ふ成下るする事も有べき之

一懐紙は事をふのみとも懐紙とも云之
紙の畳み拾枚を弐枚横に二つ折又竪に
二つ折又はを竪に二つ折之是常の畳みうみ
之是を懐中してをふをもうひ給をふ御とよ
云之を外常之諸用に用ふ之所ぞとりみたる

時も此為とう紙に書付る哥を詠草と云之今
時はた懐紙とて紙をちいさくきり出す古は
今のたゝうかみと云物は懐し常に畳紙を用ひ
しなり

むかしはあなかち常に持し之
右の如くたゝみたるを昔は大抵懐中したる之
昔とは此武雑記なとに見えたる頃よりも遠き世の
事之昔は大方のもの持しと見えて後は古
たれもかく持し然べし

岡又曰今世帖紙ト云ハ遣捨ルヿトコロ紙ノコトニ非ス紙ヲモ入ヘキ為ノ物也鳥子紙ニテ造リ金泥ニテ
連ナトカケリ是装束ノ□□ノ具紙佈也

追記五ちかりといひ

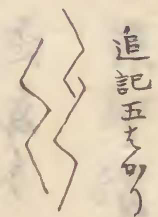

如此畳紙をなす斗
紙のまし続て折之

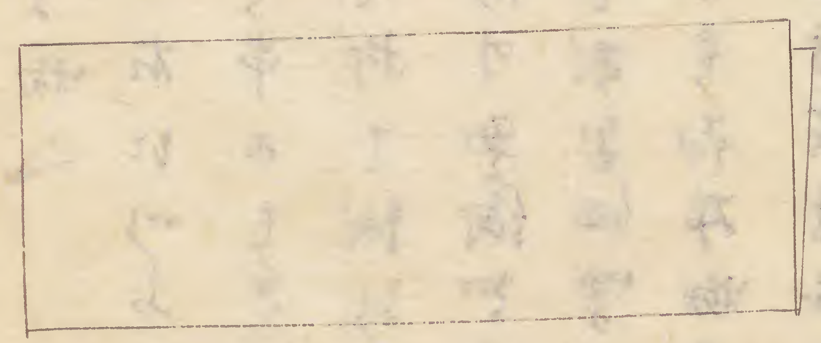

畳紙をたゝみ様先壱枚紙を如此横に二つに折

横に二つに折たるを如此竪ニ三つに折

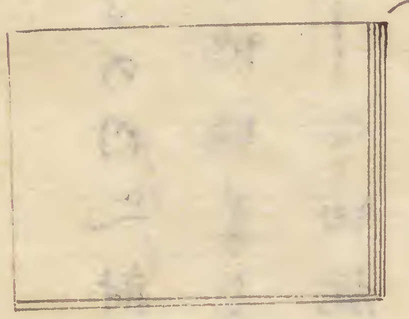

竪に三つに折たるを又
如此竪に二つに折之

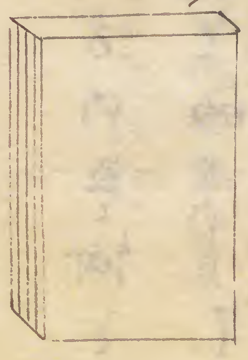

其内射手方於多ふ紙とて必ずあり折て紙のえ
しを切掛る物之
其内とハ右にいふ所の内之射手方の畳紙と
ハ畳紙を串ニはさみ地に立て夫を的として
射る事を折て紙にてしを切掛る法故次にみ
え多り前の畳紙とハ替れり
杉原を畳て竪に四ツニ折又横ニ二ツに折四方に
切きざむ大略をはさみ物の寸法に於
杉原ハ今於世の紙入と云紙の厚き物之畳て
竪に四ツニ折ハ竪ニ四ツに折之四方に切ハ折
内（目）於方をむきりでもその方を四方に於折ニ
切之大略ハ大方之をはさみ物ハうす紙を四寸
四方に切て竹串にはさミて地に立て射るを
云右於畳紙を四方ニきざむ大概をはさみ物の
寸法の如く四寸四方ほどに於之

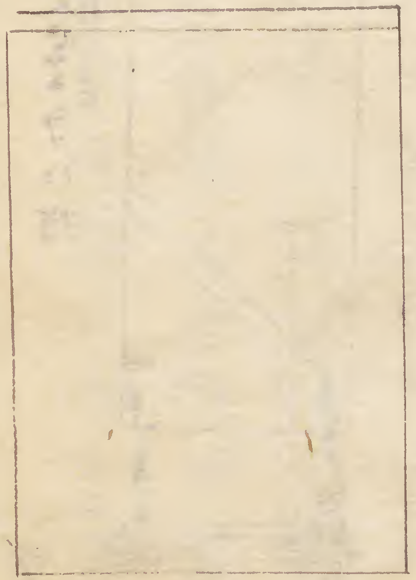

射手方の畳紙の折様先杉原
壱枚を如此竪ニ二ツに折

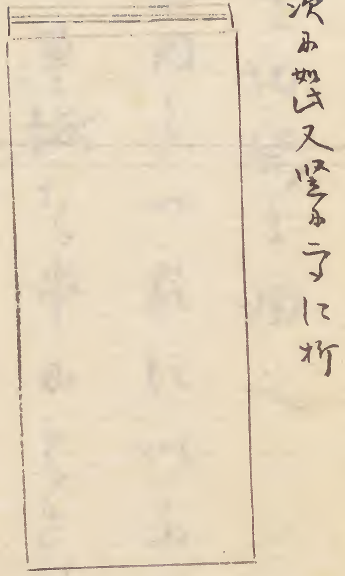
次の如此又竪に二つに折

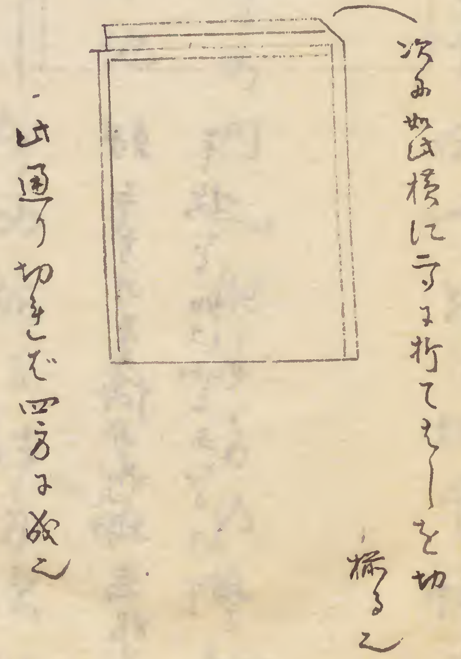
次の如此横に二つに折てはしを切揃る之
此通り切て四方に成之

自然主君御弓遊ばさるゝ時はさし出られ候ハ事なくし
其時ハ切ぬを前わ下へ渡して立ハ地より上串
わ多け五六寸斗之
御弓遊ばさるゝ時はさし出られ候はとい右の墨紙
を的に立さ出て御弓遊ばさるゝ事成之を時求

懐中の墨紙を出して串はさみて立る之串
ハ外を割うけて矢にもさせ之前わ下へ渡し
てとい射手の立向ひ成る時射手のおわ方へ
切目を渡して切目を下へむけて立之

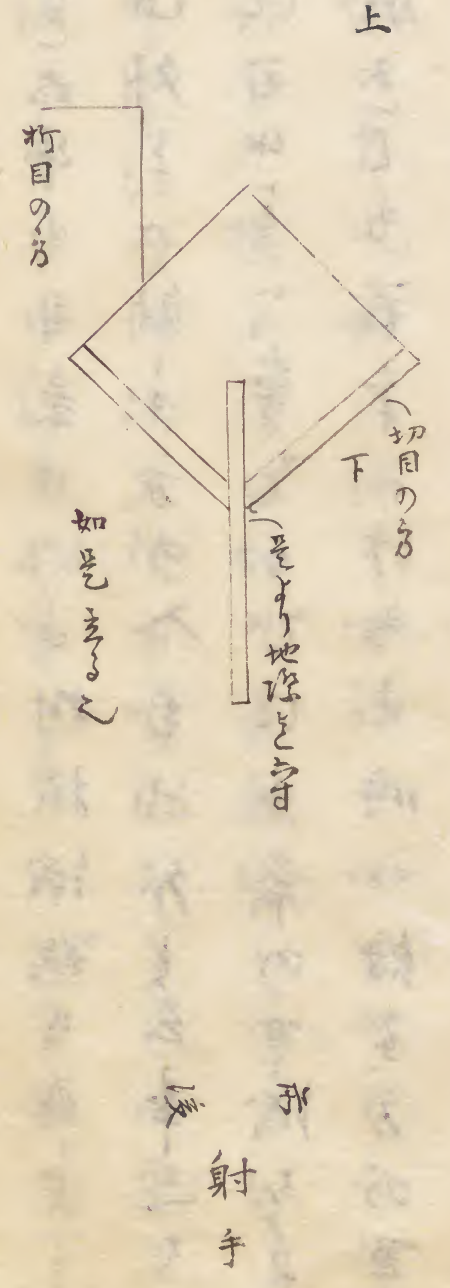
上
折目の方
切目の方
下
是より地際と守
如是立る之
所
射手

此外家を取ラみに用ル又人於所望ル時用ラ是
あまた斗も用意仕候折掛紙数もなし
此外とい射手方の入用於外ニ云事之を取紙
に用仕とい鼻をかむにい常の懐紙を用る事
取まきても若事のけある時ハ射手方の懐紙ニ
て鼻をもかむ之人於所望仕とい的ニ立ると
て人於所望ある迄懐紙ニ斗とい常の懐紙と
射手方の懐紙と二所合て其ためを云事之
用意仕候る云旅ニ懐中に用意して持候ニ
を云之折掛紙数なしとい折掛も紙数も左ニ

見え候り如此折掛も紙数もなく事之と云ハ
之此外ニ折掛紙数ありと云事ニてい取まじき之
公方様へも進上仕をまい引合ニて仕寸法折掛
なし

公方様御弓お遊仕時も進上仕る事なく引合い
紙の名之前に記ある寸法ハ四寸四方之折掛い
引合を横ニ二つに切て其横紙を四方にして夫
を竪に二つに折又横ニ二つにをりても四重ニ成ハ
紙をよくゆるかむ二重ずつを廻し切たしを切
揃へて四方ニ仕る是を寸と云之是貞衡於流

之掛る時引合ニ大引合小引合と云事可記に
ミえ候ハ右ニ折掛大引合を以て折る可し

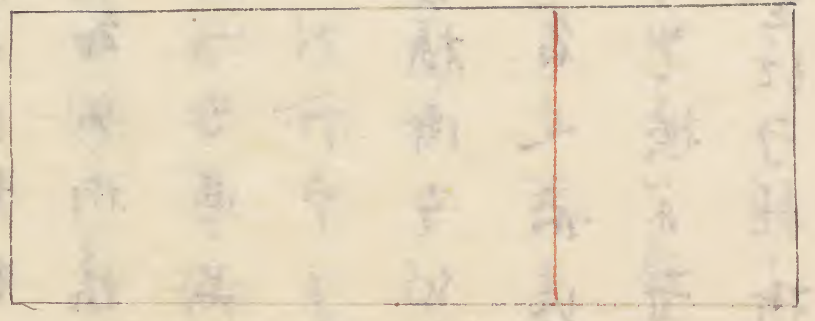

引合の堅紙折掛如此二段に横に切てまた
朱引の如く切て四方を去る之

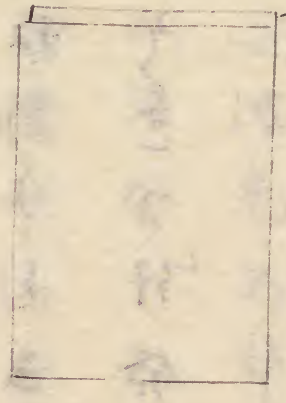

次ニ如此重て三ツに折

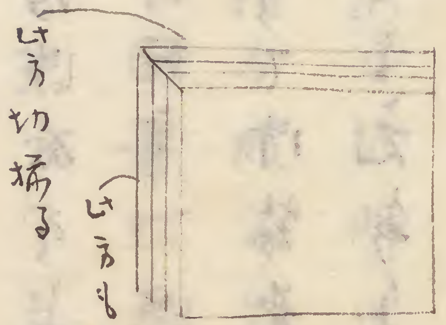

次に如此重て又三ツに折たるを又横三ツに折
之端々を切て四寸四方ニ認る之

一公方様御小者股立をとりて御供之事十月五日北
野へ御成より三月三日をとき十日まで道も
あしく候ハゝ御免も御小者も御供をそむこう
是ハ諸大名ニ内免も同前の儀ニ候

御小者と云ハ中間以下成る者之服しきえさき
といふハ書誤り成べし夫ゟ包きとのさたき
とのあるべき事之ゟ包さもさたきも可惣之
条々聞書にハさたきと有十月五日北野へ御
成といふハ毎年十月五日北野経堂へ御経御随身
の為御成ありしハ内野の西芳寺へ御成ありて
北野経堂へ御成ハ先北野の松梅院へ御
成ありて御装束を改めきし事年中恒例記なと
ニも見えたり西芳寺へ御成ハ殿中日記
条々聞書ニ見えたり御先走御小者も御供
其しきこりしハといふ御供をぬぐ事之御先走ハ
侍なるに御供をぬぐ事不審の招なれども古
ハ侍も服毎ちれは時ハ必御供をもちしある之
条々聞書に大口ニ而参ちる時ハ誰も御供を
しは惣して存ち候のミえハい成箇ある事深ハ
ニて又標子のきや供をぬく事も見えたり諸
大名ハ内衆も同前ハ儀にハといふ大名并家来
も十月五日今三月三日も服ハ御供をぬひ道
あしくきしむ御供をぬぐ事同前之

一
敷皮と申ハ熊ハ皮ニて拵らへ指寸法ありし

敷皮始様ハ相馬故実記に委しくみえたり
鹿の皮抔なる毛にて星抔所々みだれを用ふ長
三尺斗之横さハ二尺余見斗修抔にする但し二
尺三寸抔ハ抔之裏ハ布之白くまくべし裏には
白き粉をぬる裏の布ハ中にて縫ひわけ不出
縫にすべし但りをも竪やうふ草にて作る縁
の付様あり毛始方をとる方ハ向てとしうなみ始
方をも上へわけし白毛の方をトへわけあけて
右へ成方をそも横たやうふ草をも用ひたへわける
方をそも立たやうふなりて但りて貼る之みしの

みといふ様始めの方白毛ハ尾始方之横たやう
ふハ蒲草の紋をも横にわらふ之竪たやうふ
ハ紋をなしてはつうふ事之敷皮の左き様ハ白
布の方をも地なわけ毛始方をも表にふして左そ
そふふれたへわけして横さまに敷之酌并記に見
えたり左そといふ白毛の方之

鹿の毛皮ても能
やうりってをこて
綿るしきまさしハ
おそくて用ひ
らるべし

敷皮の図

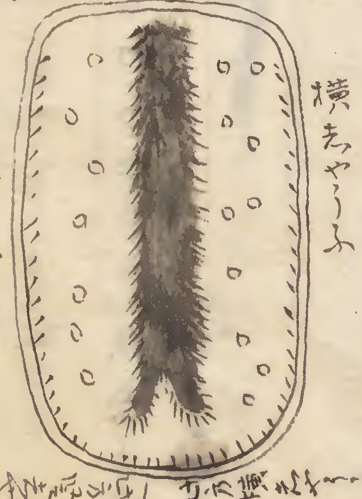

横たやうふ
竪たやうふ

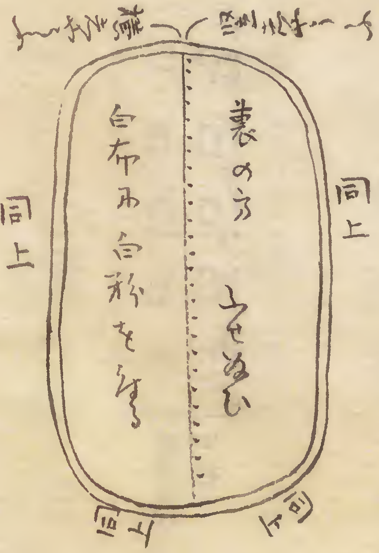

しやうふ革地をえらみて紋なし

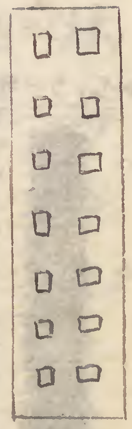

横しやうふ
如此
是ヲツメカタト云

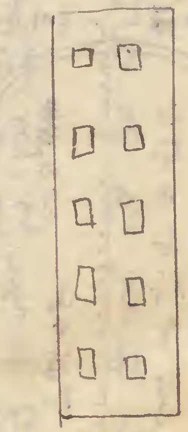

竪しやうふ
如此

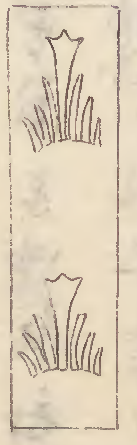

昔のしやうふ革ニハ如此なる紋ありしハ只ろう
古形斗之是を按えとも云

一説ニコマシヤウブトハタンホ花咲タル革ノ間ニコマガタナルヲ云トセ
コマカタトハ馬ノ形ヲ染タル也タンホノ革ヲナラヘテ馬形アリコレヲモ
用ベシ

後毛引敷と申ハ常に身にもを申也之
うへの外方に左右に緒をつける之常に身にとい
中間帯に腰に付る事之腰に付るいろいろ外方
を身に付毛外方を外へなして腰にて緒を結
ふ之敷時ハ腰に付ある緒にて敷之毛外方出
に付なり

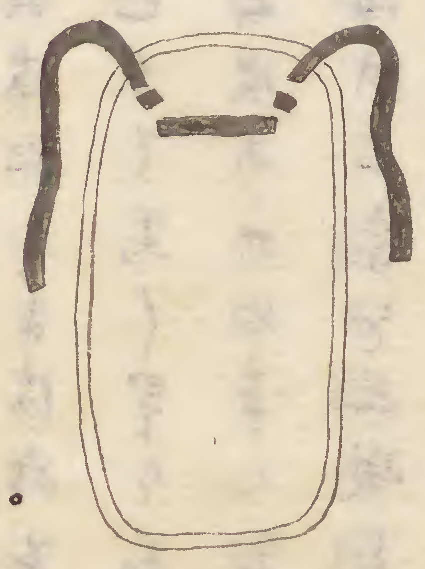

是ハ引敷の裏外方之表の方ハ敷皮
の如し裏に布を付る事も理りを
付る事も敷皮の如し敷皮ならハ是を
挟しもろ之定法ハなきし

引。敷ハ鹿の皮ニていたすなし

豹乕の皮なとハ平人ハ斟酌の事に候三職も御用
候

是ハ敷皮にする皮の事なと云豹ハひやうなる皮
之黄色にて黒く星あるひやうの皮乕の皮ハ平
人ハ敷皮にせぬ事之三職とハ斯波殿細川殿
畠山殿此三家を三職とも三管領とも云此三
家ハ京都将軍と御同家之家柄なる故豹乕の
皮を敷皮に用ひ給ひし之ひやうの皮も乕の
皮も唐土より渡る物にて貴き物なる故三職
ハ用ひ給ふ之されとも平人ハ斟酌なる之

切付敷ハ寸法も此ほしく候鞔に草あるへし

切付敷ハ鞔の皮にて拵る之鞔の字前々より
かもふとよみ習へたりかもふにハ鈴革
の二字を用る之然るに鞔の字ハ鈴の字の書
誤る故へし鈴も鞔も同し字之

又熊の皮なとむかしハ弾正台の人ならでハ御
用無之候

是ハ又敷皮に用る皮の事なと云昔ハ此書なとに
出し頃よりも遠きむかしを云弾正台とハ弾正
太弼弾正少弼弾正忠の事之弾正の台にある

無る人ハ熊皮の沓皮をも用ひられし也其外
の人ハ熊の皮を用る事ハ叶ぬ事也

一尻切志き沓草（栺之）の事付ハ如くに沓ハ
尻切沓草ハ事といふハ誤り也尻切沓志き栺
ハ事となるべき也付ハ如く〻沓ハといハ腰に付
無る種にて沓如く腰に付ざる時ハ熊の付
在る紐を落へ脱し毛ハ方を地に付て沓也
主人ハ供の時庭上に沓ハむごきを持て取出沓
ハ足袋のをそむ引沓のたの下にて毛又ちきハ時
い引沓の上にて足袋のをたすりをきハてつ取
之ハ引沓をとり取出ハてちきやの事ハ以つみてハ
主人ハ供の時庭上に沓ハといふ主人池所へ浄
入ありて出沓へ通り物語りありしあふ間供の者
庭上にて引沓をと沓て出ある之ひきを持てとい
ひがみあ持て出て沓之足事ハ出をも川さうれ
云足ハうし出分にもく〻うり之みじうき物之
引沓より取出ハてちきやといふ引沓ハ外にて
ちしハうじ之

一あしありにハ礼なき事ありてハ厩中庭上ともちきや
ハ但又事にも有べし

礼なき事とハ貴人の前にてもぬぐに不及事
之礼義なくはく履き物ニ殿中廊上をもはき
中候とハ殿中へもはきて御殿へ上ると云事
にてハなし殿中とハ公方様御所と云事なり
御所の中にても御廊上をはきて参ると云事之
草履ハ御庭へはきて参る事ハなしふの
をバはきて参る之但又事に寄べしとハ貴人
など庭上ニ御入候時ハいかにもあしあのハ礼
なしとても御そば近くはきてハ参りがたき
事なり

一麻ぬ皮引敷に用候風の事何とも不見候不及
見候間み白敷候
何とも不見候とハ麻ぬ皮を引敷にする物
ともせぬ物とも定り無る事なきを云

一琴持参の事たの手にてハ膝の中程をかく左に
ていとうくをかくて立さまにハ立つきに膝
手に立て参候
つうかくハ琴のかしらの方之琴を手立くちく如
くつうくの方を手左へなして立て両持て
参る之

柱をはしてあらハ
柱の入たる袋を
懐中して琴を
持出て琴をかたに
もて緒袋の口を
人の方へむけて
龍舌の方におく
べし

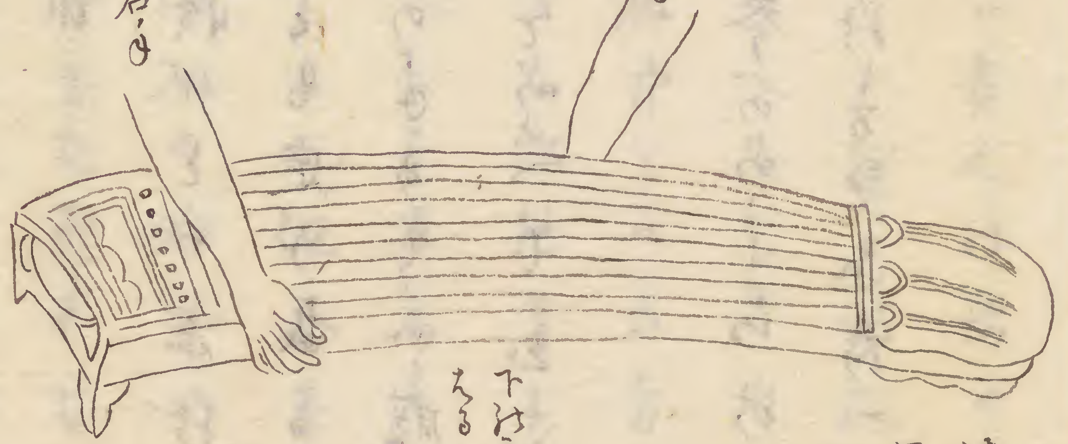

はうをとりて前へ出して持人の
前に置時ハ手をはなして（はう）
を人の右へ向して置

人のまへに置時ハおきれ
ならべて つまび琴をすへ
に置て手をはなして右人の
前に置べし
（下はうをなると云）

人のまへに置時ハはうを人の
右へむけして置く

一
琵琶持来ル事人のまへおきハ柱にいたき左の手
にてくびをつかみ右の手にて撥面の上をて（ホカ）し
て前へさまにいなみにたておし流して琵
琶をあふのけて障しハ膝手ミつから来ハ
人のまへおきハ柱にとい書あやはうし家のまへき
ハ柱にともべき之くびといてんぢんの下之
撥面の上をおしてといぢぢの前るにありを
ぢぢ面と云おしてとい上をおして手をむかふ
へやる之なみにたておし出してとい琵琶の
ハ方をひざにたてゝ置ハ事之障しハいぢをし

ちやうく之人にちやうくにて勝手に渡す事之

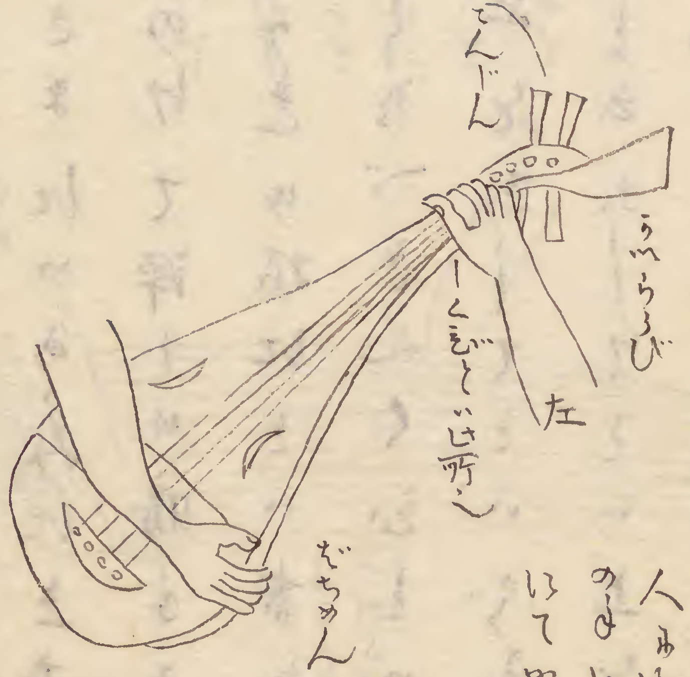
てんじん
うはらび
しくびといふ所
左
ぢちめん

人に渡す時はまをしてくきを右
の手にて持撥面の方へ左の手
にて頸へくきをおさへのけて渡す

はそ
ばちをもおさへにもちそへてちりし
出して渡すべし

一笙を持参ハ事せんの所をもれ内をまを竹の間へ入
さきを吹方へ倒して口の方を差出し申べし
せんの所をもれといふはにてちさんある輪之足をもせ
めと云右の手にて此所を持之竹の間へ入と
いふ竹と竹との間へ指をいれてよしつての
方といふ吹所之足も貴人へは左の手を添て参
らせ置きし之

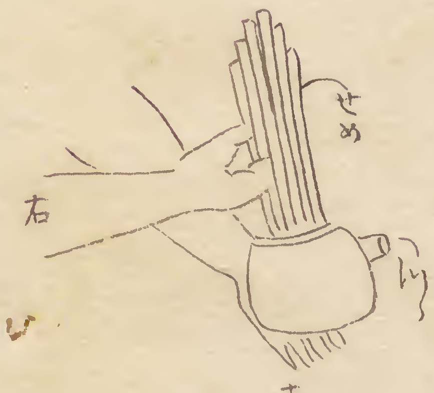

元治甲子

昌平坂

国立公文書館
National Archives of Japan